



鳥取県公報

平成17年 8 月 2 日(火)
第 7 7 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (589) (協働推進室)	1
	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (590) (東部福祉保健局)	2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (591) (")	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (592) (")	3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (593) (")	3
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (594) (")	3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (595) (経済交流課)	4
	土地改良法による換地処分 (596) (耕地課)	5
	土地改良事業の協議の適否の決定 (597) (")	6
教委告示	定例教育委員会の招集 (17) (教育総務課)	6
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (広報課)	6
	一般競争入札の実施 (情報政策課)	8
	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	10
	一般競争入札の実施 (出納室)	12

告 示

鳥取県告示第589号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 8 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7008	雑誌	DOPE ザ・ベストマガジンオリジナル 8月号増刊	雑誌 04040 - 8	KKベストセラーズ
7009	"	Urecco第20巻第8号	雑誌 01851 - 08	ミリオン出版
7010	"	コミック メガストア 8月号	雑誌	コアマガジン

			03615 - 08	
7011	"	コミック メガプラス 2005 vol 21	雑誌 03616 - 07	"
7012	"	コミックアムール No.188 2005 8月号	雑誌 03801 - 08	サン出版
7013	"	パソコンパラダイスvol. 159	雑誌 07483 - 08	株式会社メディアックス

鳥取県告示第590号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年8月2日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	居宅介護、デイサービス	平成17年 6月30日
社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	居宅介護	"
社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	"	"

鳥取県告示第591号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年8月2日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	居宅介護、デイサービス	平成17年 6月30日
社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	居宅介護	"
社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	"	"

鳥取県告示第592号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8 月 2 日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	居宅介護、デイサービス	平成17年 6月30日
社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	居宅介護	〃
社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	〃	〃

鳥取県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8 月 2 日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人郡家町社会福祉協議会 会長 奥田信義	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254 - 1	訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業	平成17年 6月30日
社会福祉法人船岡町社会福祉協議会 会長 小河壽賀男	八頭郡八頭町船岡 殿159	社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡 殿159	〃	〃
社会福祉法人八東町社会福祉協議会 会長 山根博行	八頭郡八頭町東 593 - 1	社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東 593 - 1	〃	〃

鳥取県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人郡家町社会福祉協議会 会長 奥田信義	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人郡家町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	平成17年6月30日
社会福祉法人船岡町社会福祉協議会 会長 小河壽賀男	八頭郡八頭町船岡殿159	社会福祉法人船岡町社会福祉協議会	八頭郡八頭町船岡殿159	〃
社会福祉法人八東町社会福祉協議会 会長 山根博行	八頭郡八頭町東593 - 1	社会福祉法人八東町社会福祉協議会	八頭郡八頭町東593 - 1	〃

鳥取県告示第595号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合東福原店
米子市東福原六丁目11 - 7
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 1,286㎡
 - イ 変更後 1,559㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 99台
変更後 109台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 20台
変更後 25台
- 3 変更年月日
平成18年3月23日
- 4 届出年月日

平成17年 7月22日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

協同組合丸合 理事長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12 - 40

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 90㎡

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 22㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 4か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成17年 8月 2日から 4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第597号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業玉津地区農地防災）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年8月2日から同月22日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第17号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年8月2日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成17年8月8日（月）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 陳情等の取扱いについて

(2) その他

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年8月2日

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県ホームページ等コンテンツ管理システム（CMS）導入業務

(2) 業務内容

ア 鳥取県公式ホームページに関するコンテンツマネジメントシステム（以下「とりネットCMS」という。）の構築及び導入

イ とりネットCMSを利用したホームページのひな形の作成

ウ とりネットCMSの保守

エ とりネットCMSの運用に係る技術的支援

オ とりネットCMSの操作に関する研修の実施

(3) 契約期間

契約日から平成18年3月31日まで

(4) 委託料

360万円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体へコンテンツマネジメントシステムの納品を行った実績のあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成17年8月2日（火）から5の（5）のアの企画提案書のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成17年8月2日（火）から同月23日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県の県税又は国税を滞納していない者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、とりネットCMS評価委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる事項について行う。

(1) とりネットCMSの運用

(2) とりネットCMSを利用したホームページのひな形のデザイン

(3) とりネットCMSの保守及び運用に係る技術的支援の体制

(4) とりネットCMSのwebアクセシビリティへの配慮

(5) とりネットCMSの操作に関する研修への対応

4 企画提案書の選定

最も優れた企画提案書の選定は、委員会において、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う。

(1) 3の企画提案書の評価結果

(2) 業務推進体制

(3) 実施計画

5 手続等

(1) 担当部局（企画提案書の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部広報課電子広報担当（鳥取県庁本庁舎3階）

電話 0857 - 26 - 7755

電子メール kouhou@pref.tottori.jp

(2) プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付の申込み

プロポーザル実施要領、仕様書等（以下「実施要領等」という。）の交付を希望する者は、平成17年8月10日（水）午後5時までに（1）の場所に電子メールにより申し込むこと。

イ 交付期間

平成17年8月2日（火）から同月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に電子メールで交付する。

(3) 公募型プロポーザルへの参加表明

企画提案書の提出を希望する者は、この公募型プロポーザルに関する参加表明を電子メールの方法により提出すること。

ア 提出期間

平成17年8月12日（火）午後5時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

(4) 企画提案書の提出

実施要領等に基づき、企画提案書を作成し、電子メールの方法により提出すること。

ア 提出期間

平成17年8月23日（火）午後5時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

(5) 企画提案書のプレゼンテーション

委員会に対して企画提案書のプレゼンテーションを実施するので、出席し、及び説明すること。

なお、詳細は、（3）の参加表明を行った者に別途通知する。

ア 期日

8月下旬（予定）

イ 場所

鳥取県庁会議室

(6) 質問の受付等

この公募型プロポーザルに関する説明会は、開催しない。ただし、この公募型プロポーザルに参加する者について質問・回答用のメーリングリストを開設するので、そこで質疑応答し、情報を共有する。

6 契約の交渉

最も優れた企画提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

7 その他

この公募型プロポーザルへの参加に係る企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

テレビ会議システム導入業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成17年10月1日から平成22年9月30日まで

(4) 業務に係る借入物品（その設置に係る配線工事等を含む。）の納入期限

平成17年9月30日（金）

(5) 借入物品の納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(3)の履行期間中の(1)に掲げる業務に係る1月当たりの単価（月額）を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年8月2日（火）から同月18日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課

電話 0857 - 26 - 7849

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年8月2日（火）午前9時から同月10日（水）午後5時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）交付する。（なお、電子メールによる交付を希望する者は、(1)の問合せ先に連絡すること。）

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年8月18日（木）午後2時（ただし、郵便による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月11日(木)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して、3の契約担当部局から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号(建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等)について、以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	岩美広域農道 (仮称) 岩常トンネル工事 (道交付金)		
	工 事 場 所	鳥取市福部町蔵見から岩美郡岩美町大字岩常まで		
	工事の内容並びに構造及び規模	トンネル延長 L = 468メートル 幅員5.5 (6.5) メートル (トンネル掘削・坑内舗装・排水工)		
	工 期	契約日から690日間		
	発 注 工 種	土木一般		
	予 定 価 格	1,165,594,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発 注 機 関	鳥取県県土整備部道路建設課		
入札参加者の条件	単独・共同企業体の別	共同企業体 (2者による共同施工方式)		
	構 成 員 の 区 分	代表者	代表者以外	
	本 店 所 在 地	-	県内	
	建 設 業 許 可	土木工事業に係る特定建設業の許可	土木工事業に係る特定建設業の許可	
	入札参加資格(格付)	土木一般	土木一般 (A級)	
	総 合 点 数	-	-	
	総 合 評 定 値 (P)	1,200点以上	-	
	同 種 工 事 実 績	延長400メートル以上のNATM工法による道路トンネル工事 (平成3年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		-
	設 計 業 務 の 受 託 者	株式会社エイトコンサルタント 鳥取支店	住所 電話	鳥取市古海502-2 0857-26-2711
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。	
配置技術者の資格		土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する1級土木施工管理技士であること。		監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する1級土木施工管理技士であること。 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士であること。
施 工 管 理 実 績		同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者 (以下「技術者等」という。) として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		-
現場代理人としての実績の認否		認めない。		-

	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士	
	その他	各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。	
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857 - 26 - 7347
	応募期間	平成17年 8月 2日 (火) から同月12日 (金) 午後 4時まで	
	応募書類	一般的事項等告示様式第 1号から様式第 6号まで及び土木一式工事に係る総合評定値の通知書の写し。ただし、一般的事項等告示様式第 5号については、増員基準価格未満の応募となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	-	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可	
	入札方法	発注方式	公募型指名競争入札
指名業者数		入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
入札方式		電子入札	
適用される制度		調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
支払条件	債務負担 各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。 平成17年度 171,070,000円 平成18年度 798,410,000円 平成19年度 196,114,500円		
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県鳥取地方県土整備局閲覧室	住所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857 - 20 - 3593
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課	住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路建設課	住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7626
備考	本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。		

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪グレーダー 2台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年12月22日 (木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年8月19日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年8月2日（火）から同年9月13日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年8月12日（金）午後2時

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月13日（火）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月26日（金）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Snow removal graders

(2) August 26, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 13, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

September 13, 2005 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 -

220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432